



循環型社会形成に向けた 環境省の主な取組

平成17年8月
環境省

循環型社会形成推進基本計画における 環境省の主な取組

循環型社会形成推進基本計画 - 第4章 国の取組 -

第1節 自然界における物質循環の確保

第2節 ライフスタイルの変革

第3節 循環型社会ビジネスの振興

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

各種リサイクル制度の強化等
不法投棄対策の強化等

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

循環型社会形成推進交付金の創設

3Rの国際的な推進

1. 各種リサイクル制度の強化等

容器包装リサイクル制度の取組状況

容器包装リサイクル制度見直しに係る中間取りまとめ(概要)

(中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会)

容器包装リサイクル法の評価と見直しに係る基本的な考え方

これまでの成果

容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルは着実に進展。回収率は国際的に見ても高い水準。

	H9	H15
・分別収集実施市町村数及び割合(PETボトル)	631(19.4%)	2,891(91.6%)
・回収率(PETボトル)	9.8%	61.0%
	独48.0%、仏21.8%(それぞれH12)	

今後の課題

容器包装廃棄物の削減効果が十分現れていない。

	H9	H11	H14
・一般廃棄物の排出量(千t)	51,200	51,446	51,610
・容器包装廃棄物の割合(容積比%)	55.53	61.23	61.07
〃(重量比%)	22.59	22.27	23.77

見直しの目的

循環型社会形成推進基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進

容器包装リサイクル制度見直しに係る中間取りまとめ(概要)

(中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会)

容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

発生抑制及び再使用の推進

➤ レジ袋等無料配布される容器包装に対する対策

年間約300億枚(家庭から排出されるプラスチック製容器包装廃棄物の約15%)使用されているレジ袋等の無料配布を禁止する措置(法的措置、自主協定の締結等)を講じる。

➤ 発生抑制・再使用に係る事業者の自主的取組の促進

法律に基づく主務大臣による業種ごとの発生抑制及び再使用に係る指針の策定、事業者による達成状況の報告、公表等の措置を講じる。

分別収集・選別保管に関する市町村・事業者の責任分担

➤ 市町村及び事業者の責任範囲の見直しについては、

・市町村は、引き続き分別収集・選別保管を責任を持って行う。

・事業者は、拡大生産者責任等を踏まえ、市町村の分別収集・選別保管について、一定の責任を果たすことが適切。具体的には、その費用の一部を負担することが考えられる。

・市町村による処理コストの透明化・処理の効率化、消費者による分別排出の徹底等関係者の一層の努力が必要。

・容器包装廃棄物の分別収集・選別保管に市町村が負担しているコストは約3,000億円

(平成15年度環境省推計)

・事業者が容器包装廃棄物の再商品化に負担しているコストは約400億円

(平成15年度容器包装リサイクル協会実績)

・容器包装リサイクル法の施行により市町村が追加的に負担しているコスト約380億円

(平成15年度環境省推計)

その他の各種リサイクル制度の取組状況

家電リサイクル法(平成13年4月施行)

◆過去4年間の廃家電4品目の回収台数

平成13年度	855万台
平成14年度	1,015万台
平成15年度	1,046万台
平成16年度	1,122万台

食品リサイクル法(平成13年5月施行)

食品廃棄物の再生利用等の実施率 (平成15年度実績)

食品製造業	69%	(H14年度 66%)
食品卸売業	45%	(" 36%)
食品小売業	23%	(" 25%)
外食産業	17%	(" 12%)
食品産業合計	43%	(" 40%)

建設リサイクル法(平成14年5月施行)

特定建設資材廃棄物の再資源化等率

コンクリート塊	98%	(H14)
建設発生木材	89%	(H14)
アスファルト・コンクリート塊	99%	(H14)

自動車リサイクル法(平成17年1月施行)

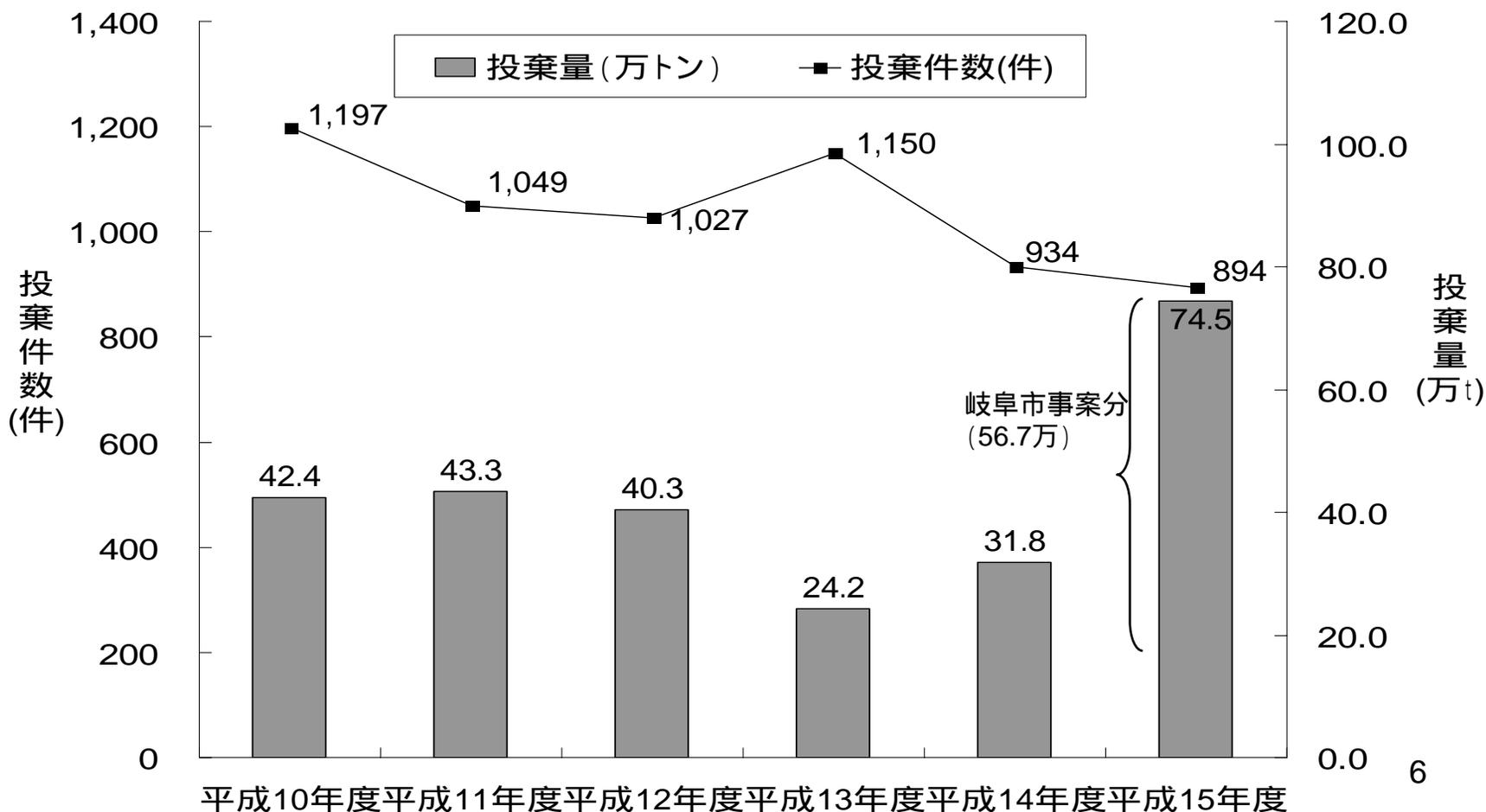
3品目の引取・再資源化状況 (平成16年度実績)

ASR再資源化重量	22,975,843kg
エアバッグ類再資源化重量	493kg
フロン類	
・CFC引取重量	27,991kg
・HFC引取重量	31,143kg

2. 不法投棄対策の強化等

不法投棄件数及び投棄量の推移

不法投棄件数は、平成15年度は894件で前年度に引き続き減少
不法投棄量は、74.5万トンとなり、平成5年度の調査開始以来最大
(このうちの76.1%は、平成16年3月に摘発された岐阜市における事案)



投棄規模別投棄量の推移

投棄量5,000トン以上の大規模事案は62.3万トンで、全体量の84%
 岐阜市事案を除くと、投棄量5,000トン以上の事案は5.6万トンで全体量の31%

投棄規模	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	投棄量 (t)	割合 (%)										
50t未満	14,051	3.3	11,887	2.7	12,135	3.0	13,389	5.5	11,765	3.7	11,346	1.5
50t以上 100t未満	11,143	2.6	10,111	2.3	8,887	2.2	9,708	4.0	7,427	2.3	8,653	1.2
100t以上 200t未満	17,152	4.0	14,417	3.3	14,856	3.7	16,233	6.7	12,738	4.0	10,152	1.4
200t以上 600t未満	34,974	8.2	36,631	8.5	33,138	8.2	44,018	18.2	33,994	10.7	20,151	2.7
600t以上 1000t未満	21,672	5.1	15,007	3.5	13,001	3.2	22,846	9.5	22,019	6.9	7,672	1.0
1000t以上 5000t未満	79,475	18.7	72,271	16.7	94,807	23.5	66,452	27.5	50,095	15.7	64,067	8.6
5000t以上	245,833	57.9	272,968	63.0	226,449	56.2	69,030	28.6	180,143	56.6	622,937	83.6
合計	424,300	100.0	433,293	100.0	403,274	100.0	241,676	100.0	318,181	100.0	744,978	100.0

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正

1. 大規模不法投棄事案への対応 (平成16年3月に発覚した岐阜市の大規模不法投棄事案など)

保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行う仕組みを見直し、政令で指定する市が当該事務を行うこととする仕組みに改める。

(PCB処理特別措置法についても同様の措置を講ずる。)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の違反行為に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置を導入するとともに、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者にマニフェストの保存義務を課す。

マニフェストの虚偽記載等の罪に係る法定刑を引き上げる。

無許可営業、無許可事業範囲変更等の罪に法人重課を導入する。

廃棄物の適正処理を確保し、循環型社会の形成を推進

2. 無確認輸出の取締り強化 (平成16年5月から続く中国への廃プラスチックの輸出停止など)

無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設する。
廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑を引き上げるとともに、法人重課を導入する。

3. その他の制度上の問題点への対応

平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場についても、維持管理積立金制度の対象とする。

不正の手段により許可を受けた場合を取消事由に追加する等、許可制度の厳格化を図る。

国庫補助負担金改革の結果、一般廃棄物処理施設に係る市町村への補助金が廃止されたことに伴う必要の措置を講ずる。

3 . 循環型社会形成推進交付金の創設

循環型社会形成推進交付金の特徴

地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分

- ◆市町村は、支援対象となる事業を組み合わせ、地域の特性に応じた循環型社会形成推進計画を策定
- ◆交付金を計画に位置付けられた施設にどのように充てても自由

目標設定と事後評価の重視

- ◆廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する戦略的な目標を設定
- ◆計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価し、公表

国と地方の新たな連携のもとで循環型社会の形成を推進

- ◆国と地方が協議会を設け、構想段階から協働で施策を推進
- ◆我が国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築。一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保。

循環型社会形成推進交付金の仕組み

循環型社会形成推進協議会

～ 国、都道府県、市町村が構想段階から協働～

循環型社会形成推進地域計画

対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村
(沖縄、離島等は特例として対象)

3R推進のための目標(例)

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(年比 %減)
リサイクル	リサイクル率(年比 %増)
最終処分	最終処分されるごみの量(年比 %減)

目標を実現するための政策パッケージ

再生利用施設:可能な限り再使用・再生利用

熱回収施設:高効率な発電・熱供給(単純焼却は対象外)

浄化槽:経済的・効率的な生活排水処理

污泥再生処理センター:し尿、浄化槽污泥等を高度処理により資源化

最終処分場:安全で信頼性の高い最終処分(直接埋立は対象外)

調査・計画支援事業:生活環境影響調査等

等

交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付

(循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設(高効率原燃料回収施設)については、対象事業費の1/2を交付)

各種事業の実施による循環型社会の形成

(計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価、公表)

循環型社会形成推進交付金制度の進捗状況

市町村における検討状況

◆本年度、交付金により整備を予定 86地域(238市町村)(平成17年8月22日現在)

協議会の開催状況 66地域(198市町村)

地域計画承認済み 35地域(115市町村)

今後の予定

◆8月～9月

引き続き、計画策定を指導するとともに、順次、協議会を開催し、計画を検討。

◆10月以降

地域計画の策定、指導については、地方環境事務所を中心に対応すること(必要に応じて本省も参加)とし、現場の状況を踏まえつつ、柔軟に運用。

4. 3Rの国際的な推進

3Rイニシアティブ閣僚会合の結果

- 開催時期 2005年4月28日（木）から30日（土）
- 招待参加者 20ヶ国（G8及びその他招待国）の担当閣僚等、4国際機関（OECD、UNEP、バーゼル条約事務局、アラブ連盟）の代表



合意内容

国際協力の下、3Rの世界的な推進のための取組を一層充実・強化

閣僚会合の成果を、G8 グレンイーグルズ・サミット（2005年7月）に報告
3Rイニシアティブをフォローアップする高級事務レベル会合を2006年春までに開催するとの日本提案を支持

3Rイニシアティブ閣僚会合：議長サマリー

国際的な流通に対する障壁の低減

- ・再生産品の国際流通は、資源有効利用と環境汚染防止に貢献
- ・廃棄物の国内での最小化が原則
- ・越境移動管理を強化

先進国・途上国の協力

- ・経験の共有とキャパシティビルディングの実施が必要

3 Rの推進

- ・3 Rの推進と「もったいない」精神を世界に
- ・3 Rビジョン/戦略の策定・推進が必要

関係者間の協力

- ・国・地域・地球レベルでパートナーシップを構築するため、情報の共有、意識の向上及び環境教育が必要
- ・3 Rに関する優良事例の共有が重要

3 Rに適した科学技術の推進

- ・国際研究協力が必要
- ・3 R地域研究ネットワーク、技術移転の促進、人材育成が必要

3Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画(略称:ゴミゼロ国際化行動計画)

3Rイニシアティブ閣僚会合にて小泉総理が発表

ゴミゼロ社会を国内で実現し、その経験を世界へ発信

循環型社会形成推進基本法に基づく定量的な目標の設定とレビュー
国内における3Rの取組をさらに強化

開発途上国のゴミゼロ化を支援

開発途上国の循環型社会構築のための能力向上を支援

ゴミゼロ社会を世界に広げるための国際協調を推進

様々な国・機関と連携してゴミゼロ化政策を展開(高級事務レベルフォローアップ会合を開催)
アジアにおけるゴミゼロ化のための知識基盤・技術基盤を強化(東アジア3R研究ネットワークの構築)
情報発信・ネットワーク化を通じてゴミゼロ化の行動を促進

5 . その他の取組

製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策

製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策に関する検討会を設置して、検討を行い、報告書を取りまとめた。(平成17年7月)

当面講ずべき対策

今後、関係省庁と連携して以下の取組を実施。

資源有効利用促進法の活用による有害物質関連情報(RoHS対象物質の含有マーク表示など)の提供

廃棄された製品中の有害物質情報(RoHS対象物質の情報)の確実な提供
ガイドラインの作成による廃棄物MSDS(廃棄物処理法に基づき排出者が処理業者に提供することになっている廃棄物情報)の明確化

商品環境情報提供システムの活用によるRoHS対象物質の情報提供

グリーン購入法による政府調達における有害物質関連情報の管理

自動車用バッテリーの回収・リサイクルの推進

継続的・安定的な自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムを構築し、関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等について検討(中央環境審議会と産業構造審議会の下の合同検討会)。

現在、報告書(案)のパブリックコメントを実施中。(平成17年8月11日から9月12日)

今後の対応

報告書(案)についてパブリックコメントを行った上で、合同検討会の報告書を取りまとめる予定。

システム構築に当たっての基本的考え方(案)

- ・ 輸入バッテリーを含む国内に投入される自動車用バッテリーの回収・リサイクルの実効性が確保されるシステム
- ・ 鉛相場の影響を受けない継続的・安定的なシステム
- ・ 不法投棄等の防止

システムの実効性を確保するための方策(案)

- ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品への指定等
(既指定製品:小形二次電池、パソコン)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針 (廃掃法基本方針)の改正

平成17年2月に中央環境審議会より循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について意見具申されたことなどを受け、廃掃法基本方針を改正。(平成17年5月)

主な改正内容

地方公共団体の役割・国の役割

適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取組を図る。
コスト分析及び情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図る。

また、国においては、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて、地方公共団体の取組の支援に努める。

一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物の処分の最適な方法の例示として、廃プラスチック類について、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについて、直接埋立を行わず、熱回収を行うことが適当であるとした。

一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物処理施設の整備について、発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会を形成するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とした。また、災害廃棄物の処理について、広域的な連携体制を築くとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った施設整備を進めることが必要であるとした。